

繰延税金資産の回収可能性の評価 —最近の会計ルールの改正を中心に—

前 田 啓

目 次

1. 回収可能性適用指針の公表経緯
2. 回収可能性適用指針の概要
3. 企業の分類に応じた繰延税金資産の回収可能性に関する取扱い
4. その他の検討事項

企業会計基準委員会（以下、ASBJ）から平成27年12月28日に公表された企業会計基準適用指針第26号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（以下、回収可能性適用指針）により、繰延税金資産の回収可能性に関する取扱いが見直された。本稿では、回収可能性適用指針について、従来から見直された点を中心に解説する。なお、文中の意見にわたる部分は筆者の私見であることをあらかじめ申し添える。

1. 回収可能性適用指針の公表経緯

わが国における税効果会計に関する会計基準として、平成10年10月に企業会計審議会から「税効果会計に係る会計基準」（以下、税効果会計基準）が公表され、当該会計基準等を受けて、日本公認会計士協会から会計上の実務指針及び監査上の実務指針が公表されている。これらの会計基準及び実務指針に基づきこれまで財務諸表の作成実務が行われてきたが、日本公認会計士協会における税効果会計に関する会計上の実務指針及び監査上の実務指針（会計処理に関する部分）をASBJに移

管すべきとの基準諮問会議（注1）の提言を受けて、ASBJは審議を行うこととなった。

こうした経緯を経て、平成27年12月28日に公表された回収可能性適用指針は、監査委員会報告第66号「繰延税金資産の回収可能性の判断に関する監査上の取扱い」（以下、監査委員会報告第66号）において定められている繰延税金資産の回収可能性に関する指針のほか、次の定めについて、基本的にその内容を引き継いだ上で、必要と考えられる見直しが行われている。

⇒ 会計制度委員会報告第6号「連結財務諸表における税効果会計に関する実務指針」、同第



前田 啓（まえだ けい）

企業会計基準委員会 ディレクター。1993年 朝日新和会計社（現在、有限責任 あずさ監査法人）に入所。09年から12年 企業会計基準委員会 専門研究員。12年 有限責任 あずさ監査法人に帰任。14年7月より現職として出向中。